

令和 7 年 2 月 1 8 日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長
加 納 康 至
(公印省略)

令和 6 年度中及び令和 7 年度以降の
診断基準等のアップデートに係る取扱いについて

平素は本会事業に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、日本医師会より通知がありました。

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）に基づく医療費助成の対象疾病の診断基準及び重症度分類等（以下「診断基準等」という。）につきましては、令和 6 年 4 月 1 日よりアップデートされた基準が適用されております。

本通知は、改正の前後で対象者の支給認定範囲が狭まる可能性がある疾患に係る令和 6 年度中及び令和 7 年度以降の取扱いについて、厚生労働省より、診断基準及び重症度分類並びに臨床調査個人票の取扱い等に関する事務連絡が発出されたことをお知らせするものです。

なお、令和 7 年 4 月 1 日以降に全身性エリテマトーデス及び下垂体性 PRL 分泌亢進症の更新申請に係る臨床調査個人票を指定医が作成する際の記載要領も作成されたことであり、これらの詳細につきましては、別添の日医文書をご参照いただければと存じます。

ついては、貴会におかれましても、本件をご了知の上、貴会会員へご周知賜りますようお願い申し上げます。

<担当> 大阪府医師会地域医療 2 課（吉田、竹島）
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町 2-1-22
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737